

ゼロエミッション車の購入補助金事務取扱要領

(趣旨)

第 1 この要領はゼロエミッション車の購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 この要領で使用する用語は、次の各号に定めるところによるほか、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(1) 「財産処分」の定義は、以下のとおりとする。

ア 転用 補助対象自動車の所有者の変更を伴わない目的外使用

イ 譲渡 補助対象自動車の所有者の変更であって、補助対象自動車の適正な運用を図る上で必要な管理・運用に関する変更でないもの

ウ 交換 補助対象自動車と他人の所有する他の財産の交換

エ 貸付け 補助対象自動車の所有者を変更することなくリースまたはレンタルで貸し付けること（申請者がリース使用者の場合は補助対象自動車の使用者を変更すること）。

オ 担保に供する処分 補助対象自動車の自動車検査証上の所有者又は使用者が、自身が債務を履行できない場合に備えて債権の弁済を確保する手段として補助対象自動車を債権者に提供する対象とすること（補助対象自動車に係るローンを除く）。

カ 廃棄 補助対象自動車について道路運送車両法第 15 条に基づく永久抹消登録を受けること又は同法第 16 条に基づく一時抹消登録を受けること。

(交付申請書の提出期間)

第 3 要綱第 6 条第 1 項に規定する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 自動車検査証の「登録年月日／交付年月日」(以下「初度登録日」とする。)

が令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの補助対象自動車に係る申請

令和 7 年 6 月 2 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

- (2) 初度登録日が令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの補助対象自動車に係る申請

令和 7 年 6 月 2 日から初度登録日の翌々月末日または令和 8 年 3 月 2 日のいずれか早い日まで

(請求書の提出期限)

第 4 要綱第 11 条第 1 項に規定する日は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(申請書類等の提出)

第 5 補助金交付申請書、申請取下届出書、手続代行届出書及び請求書は、本市が受付等の業務を委託する者に提出するものとする。

2 前項において規定したもの以外は、本市に提出するものとする。

(補欠)

第 6 市長は、要綱第 9 条において補欠を決定したときは、補欠番号を付して補欠決定通知書（様式 1）により対象者に通知する。

2 補欠は、補欠を辞退するときは、補欠辞退届（様式 2）及び補欠決定通知書の写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、補欠が補助金の交付対象に該当しなくなった場合、補欠決定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により補欠決定の取消しをした場合、補欠決定取消通知書（様式 3）により対象者に通知する。

(車両の管理及び運用に関する変更等)

第 7 補助対象自動車の適正な運用を図る上で必要な管理・運用に関する変更は次の各号に定めるものとする。

(1) 補助事業者の変更で、次に掲げるようなもの

ア 補助事業者の死亡又はこれに類する事情に起因した相続及び財産分与等による名義変更

- イ 同居親族への名義変更
- ウ 社名変更・会社分割・合併等によるもの
- エ 戸籍上の氏名変更
- オ その他市長が適当と認めるもの

- (2) 補助事業者の住所の変更（名古屋市内に限る。）
- (3) 補助対象自動車の使用の本拠の位置の変更（名古屋市内に限る。）
- (4) その他市長が適当と認めるもの

2 補助事業者等は、前項に定める管理・運用に関する変更を行う場合は、補助事業内容変更届出書（様式 4）及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（財産処分の申請）

第 8 補助事業者が財産処分を行う場合は、次の各号に定める書類を添付した財産処分承認申請書（第 5 号様式）をあらかじめ市長へ提出し承認を受けなければならない。ただし、補助対象自動車が天災地変等によって使用できなくなった場合、若しくは構造上危険な状態にある場合に市長の承認を得ずに財産処分を行ったときは、財産処分実施後の報告をもって財産処分承認申請書の提出に代えることができる。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（財産処分の承認）

第 9 市長は、受け付けた財産処分承認申請書について、速やかにその内容を審査し、財産処分の承認について決定する。

2 市長は、財産処分を承認する決定をしたときは、財産処分承認通知書（様式 6）により、また、財産処分を承認しない決定をしたときは、財産処分不承認通知書（様式 7）により補助事業者に通知する。

3 市長は、補助対象自動車が天災地変等によって使用できなくなった場合、若しくは構造上危険な状態にある場合に実施された財産処分については、財産処分実施後の報告を受けることによって当該財産処分について承認したも

のとみなす。

(財産処分の中止)

第10 補助事業者は、財産処分を中止しようとするときは、速やかに財産処分中止承認申請書(様式8)及び財産処分承認通知書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、本条第1項の承認をしたときは、財産処分中止承認通知書(第9号様式)により補助事業者に通知する。

(財産処分の実施)

第11 補助事業者は、財産処分承認通知書に記載された財産処分承認日以降に財産処分を実施しなければならない。ただし、補助対象自動車为天災地変等によって使用できなくなった場合、又は構造上危険な状態にある場合についてはこの限りではない。

2 補助事業者は、財産処分の実施後、次の各号に定める書類を添付し、速やかに財産処分実施報告書(様式10)を提出しなければならない。

- (1) 財産処分日が分かる書類
- (2) 本人確認書類又は財産処分承認通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還請求)

第12 市長は、前条第2項の規定により提出された財産処分実施報告書に基づいて補助金返還請求額を算定し、補助金返還請求通知(様式11)により補助事業者に期限を定めて補助金の返還を請求することができる。

2 補助金の返還金額については、次に定めるところにより算定した額(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。

補助対象自動車に係る補助金額×(1,460-使用期間)÷1,460

3 補助金の返還金額の算定に要する補助対象自動車の使用期間は、補助対象自動車の新規登録等がなされた日から財産処分実施日までの期間とする。

4 市長は、次の各号に掲げる財産処分に該当する場合は、補助金の返還を請

求しないものとする。

- (1) 補助対象自動車为天災地変等補助事業者の責に帰することのできない事由によって使用できなくなった場合の廃棄等
- (2) その他市長が適当と認める場合

(財産処分等における弾力的処理)

第 13 市長は、財産処分等に係る申請において、補助事業者の死亡、行方不明及び補助事業者にやむを得ない事情がある場合は、親族や関係者等に協力を求めて、補助金返還または免除等の手続きを弾力的に処理するものとする。

(委任)

第 14 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1)

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

補欠決定通知書

先に申請のありましたゼロエミッション車の購入補助金につきましては、下記の通り通知します。

記

1 補欠番号	
2 注意事項	

(様式 2)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

補欠辞退届

下記の理由により、先に決定を受けた補欠を辞退します。

記

現住所	〒
フリガナ	
氏名	
電話番号	(注) 日中連絡がとれる電話番号 を記入してください。
メールアドレス	
補欠番号	
辞退する理由	

※ 補欠決定通知書の写しを添付してください。

(様式3)

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

補欠決定取消通知書

先に補欠として決定したゼロエミッション車の購入補助金につきましては、下記の理由により、補欠の決定を取り消しましたので通知します。

記

1 取消となる補欠番号	
2 取 消 日	
3 取 消 の 理 由	

(様式 4)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

補助事業内容変更届出書

下記のとおり届出します。

記

1 現行の内容

現住所	〒
フリガナ	
氏名/法人名	
代表者 役職氏名	(注) 法人の場合は記入してください。
電話番号	(注) 日中連絡がとれる電話番号 (法人の場合 担当者氏名 :) を記入してください。
メールアドレス	
交付決定番号	
変更の内容 該当する項目を ○で囲んでください。	名義変更・住所変更・使用の本拠の位置の変更・その他 (その他については、具体的に記入してください。)
備考	

2 添付書類

必要な書類 (住民票、自動車検査証記録事項の写しなど)

(裏面に続く)

(様式 4)

3 変更後の内容

住所	〒
フリガナ	
氏名/法人名	
代表者 役職氏名	(注) 法人の場合は記入してください。
電話番号	(注) 日中連絡がとれる電話番号 (法人の場合 担当者氏名 :) を記入してください。
メールアドレス	
補助対象自動車の 使用の本拠の位置	
備考	

4 名義変更にあたっての確認事項

新補助事業者 () は、現補助事業者と同じく、補助対象自動車を当該補助金の要領に定める期間、善良なる管理者の決意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図るべきであることを確認し了解しました。

新補助事業者

(自署)

(様式 5)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

財産処分承認申請書

下記のとおり申請します。

記

現住所	〒
フリガナ	
氏名/法人名	
代表者 役職氏名	(注) 法人の場合は記入してください。
電話番号	(注) 日中連絡がとれる電話番号 (法人の場合 担当者氏名：) を記入してください。
メールアドレス	
交付決定番号	
処分の方法 該当する項目を ○で囲んでください。	転用・譲渡・交換・貸付け・担保に供する処分・廃棄・その他 (その他については、具体的に記入してください。)
処分の時期	令和 年 月 日から (令和 年 月 日まで) ※貸与の場合記入
処分の理由	
備考	

※交付決定通知書の写しを添付してください。

(様式6)

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のありました財産処分の承認申請については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 財産処分を承認する交付決定番号
- 2 財産処分承認日
年 月 日

(様式 7)

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

財産処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました財産処分の承認申請については、
下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 財産処分を承認しない理由

(様式 8)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

財産処分中止承認申請書

年 月 日付け 環大環第 号 で承認を受けました財産処分の中止の承認を申請します。

記

補助事業者(申請者)

現住所	〒
フリガナ	
氏名/ 法人名	
代表者 役職氏名	(注) 法人の場合は記入してください。
電話番号	(注) 日中連絡がとれる電話番号を記入してください。 (法人の場合 担当者氏名:)
メールアドレス	
交付決定番号	
中止の理由	

※ 財産処分承認通知書の写しを添付してください。

(様式 9)

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

財産処分中止承認通知書

先に申請のありました財産処分の中止につきましては、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

1 中止となる交付決定番号	
2 中止承認日	

(様式 10)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

財産処分実施報告書

財産処分の実施について、以下のとおり報告します。

記

現住所	〒
フリガナ	
氏名/法人名	
代表者 役職氏名	(注) 法人の場合は記入してください。
電話番号	(注) 日中連絡がとれる電話番号 (法人の場合 担当者氏名：) を記入してください。
メールアドレス	
交付決定番号	
処分の方法 該当する項目を ○で囲んでください。	転用・譲渡・交換・貸付け・担保に供する処分・廃棄・その他 〔その他については、具体的に記入してください。〕
処分完了日	年 月 日から (年 月 日まで) ※貸付けの場合記入
処分の理由 該当する項目を 選択してください。	<input type="checkbox"/> 補助対象自動車が天災地変等によって使用できなくなった場合、 もしくは構造上危険な状態にある場合の廃棄 <input type="checkbox"/> その他
備考	

※ 財産処分日が分かる書類、本人確認書類又は財産処分承認通知書の写しを添付してください。

(様式 11)

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

補助金返還請求通知

年 月 日付け の通知により交付しました補助金につきまして、返還を請求します。

記

1 返還を請求する補助金

2 補助金の返還を請求する交付決定番号

3 財産処分日

年 月 日

4 返還請求額

円

5 返還期限

補助金返還請求通知日より 20 日間以内

6 返還方法

請求額を別添の 通知書とともに名古屋市指定金融機関等の窓口にお持ちください。

以上